

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十四条第五号の規定に基づき、同条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

平成 年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において、国土交通省告示第（14・2）号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の例によるものとする。次号において同じ。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築に関する実務（建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）に規定する建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの。以下「建築実務」という。）の経験を三年以上有するもの。
- 二 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、国土交通省告示第（14・3）号の第一の各号に規定された科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有するもの。
- 三 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において、国土交通省告示第（14・3）号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例によるものとする。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有するもの。
- 四 学校教育法による専修学校（専門課程で修業年限が三年以上であるものに限る。）において、国土交通省告示第（14・1）号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとする。次号及び第六号において同じ。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を二年以上有するもの。
- 五 学校教育法による専修学校（専門課程で修業年限が三年以上であるものに限る。）において、国土交通省告示第（14・2）号の第一の各号に規定された科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有するもの。
- 六 学校教育法による専修学校（専門課程で修業年限が一年以上であるものに限る。）において、国土交通省告示第（14・3）号の第一の各号に規定された科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有するもの。
- 七 学校教育法による各種学校（学校教育法による高等学校、中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。）において、国土交通省告示第（14・3）号の第一の各号に規定された科目（単位の計算は専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有するもの。
- 八 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校（以下「防衛大学校」という。）、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発総合大学校」という。）又は同法による職業能力開発大学校（以下「職業能力開発大学校」という。）において、国土交通省告示第（14・1）号の第一の各号に規定された科目（単位の計算は大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。次号において同じ。）を修めて

卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を二年以上有するもの。

九 防衛大学校、職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校において、国土交通省告示第(14・2)号の第一の各号に規定された科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有するもの。

十 防衛大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校(以下「職業能力開発短期大学校」という。)(において、国土交通省告示第(14・3)号の第一の各号に規定された科目)単位の計算は、防衛大学校、職業能力開発総合大学校又は職業能力開発短期大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。)

十一 建築士法施行規則第十七条の十八に規定する建築設備士(以下「建築設備士」という。)(として建築実務の経験を四年以上有する者。

十二 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)(前に昭和五十六年建設省告示第九百九十号(以下「旧告示」という。)(第一号から第十七号に掲げる課程を修めて卒業し又は同告示第十八号若しくは第十九号に掲げる検定に合格し、建築実務の経験をこれらの課程又は検定の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第十七号又は第十八号若しくは第十九号(以下この号において「旧告示第一号等」という。)(に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程又は検定の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号等に定める年数以上有することとなるもの。

十三 施行日前から引き続き旧告示第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第十号又は第十一号(以下この号において「旧告示第一号等」という。)(に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの。

十四 施行日前に四年に満たない年数の建築実務の経験を有する建築設備士である者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせて四年以上有することとなるもの。

十五 前各号に掲げる者のほか国土交通大臣が建築士法第十四条第一号から第四号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附則

1 この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(平成二十年十一月二十八日)から施行する。

2 昭和五十六年建設省告示第九百九十号は廃止する。